

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成20年11月20日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：16件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	原子炉再循環系電動機・発電機セット（B）の点検において、発電機側ケーブル端子箱内ケーブル接続用部品に腐食が認められたため、当該部品を交換	D	
2	1号機	配管肉厚測定検査において、前回定期検査時の給水系配管肉厚測定記録にデータ記載誤りが認められたため、対応検討	C	
3	1号機	制御棒駆動水圧制御ユニット用アキュムレータ（3台）の水側ドレン弁にシートリークが認められたため、当該弁を点検・修理	C	
4	2号機	タービン建屋除染場に設置されているジブクレーンの点検において、ケーブル伸縮ガイド用ワイヤロープに劣化（素線切れ）が認められたため、当該ワイヤロープを交換	D	
5	2号機	原子炉格納容器内温度記録計の圧力抑制室内雰囲気温度に指示値不良（4箇所中、1箇所）が認められたため、当該温度記録装置を点検・修理	D	
6	2号機	廃棄物処理建屋操作室空調機が自動停止したため、当該空調機を点検・修理	D	
7	2号機	残留熱除去海水系（A系）ポンプ用潤滑油装置の保温用ヒーター制御回路のリレーに動作不良が認められたため、当該リレーを点検・修理	D	
8	3号機	原子炉建屋地階高圧注水系ポンプ室油ドレンサンプポンプの点検において、ポンプ出口逆止弁に閉固着が認められたため、当該弁を点検・修理	D	
9	4号機	廃棄物処理系床ドレンフィルタスラッジサージタンクのレベル変換器に動作不良が認められたため、当該変換器を点検・修理	D	
10	4号機	タービン建屋地階非常用ディーゼル発電機（A）室スチームドレンサンプのレベル変換器（A）への制御用空気供給配管接続部にエアリーク（微少）が認められたため、当該部を点検・修理	D	
11	4号機	高圧復水ポンプ（B）の軸受フランジ部に油のにじみが認められたため、当該部を点検・修理	D	
12	5号機	原子炉格納容器除湿冷却系冷水ポンプ（A）の点検において、ポンプ本体付属ベント配管接続部に腐食（10箇所）が認められたため、当該部を修理	D	
13	5号機	非常用ディーゼル発電機（B）の定例試験において、界磁電圧指示計に指示値不良が認められたため、当該指示計を点検・修理	D	
14	5号機	消火系ディーゼル駆動消火ポンプの定例試験（自動起動確認）において、当該ポンプが過速度により自動停止したため、当該ポンプの速度制御回路を点検・修理	D	
15	その他	水処理設備真空ポンプ（A）駆動用電動機の点検において、軸径の測定値に管理値外れが認められたため、当該部を修理	D	
16	その他	事務本館北東側道路において、地下に埋設された飲料水配管の漏水によるものと推定される湧水の発生が認められたため、当該飲料水配管を点検・修理	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画外の原子炉停止</li> <li>・発電所外への放射性物質の漏えい</li> <li>・非常用炉心冷却系の作動</li> <li>・火災の発生 など</li> </ul>
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・以下のうち、法律に基づく報告事象に該当しない軽度な場合                             <ul style="list-style-type: none"> <li>* 安全上重要な機器等の機能に支障を及ぼすおそれのある故障</li> <li>* 管理区域内の放射性物質の漏えいが継続している場合 など</li> </ul> </li> <li>・原子炉への異物の混入 など</li> </ul>
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化</li> <li>・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障</li> <li>・原子力発電設備に係わる機器に影響を及ぼす水の漏えい</li> <li>・圧力抑制室等への異物の混入</li> <li>・原子力発電設備に係る業務における人の障害 など</li> </ul>
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日常小修理 など</li> </ul>

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

\* 「不適合の定義」(JEAG4101-2000より)

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)

不適合管理グレード分け(不適合管理委員会にて決定)

- As : 法令、安全協定に基づく報告事象  
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 国、地方自治体等へ大きな影響を与える事象  
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象  
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話 : 0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで